

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会 2026（令和8）年度第1回議事概要

日時：2026（令和8）年4月24日（金）10：30～12：00

場所：国立がん研究センター 管理棟 第一会議室 ※Webex 使用

出席者：間野博行理事長、土原一哉理事、平沼直人理事、山内英子理事、本田麻由美理事、小島博己理事、小野高史監事、近藤浩明監事、土井俊彦東病院長

I. 前回 2025（令和7）年度第12回議事録の確認

- ・前回議事録について了承。
- ・前回議事録署名人を平沼理事と近藤監事に依頼。

II. 審議事項

1. 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書への対応について（案）
資料に沿って説明され、承認された。

【主な意見等】

- ・特定研究開発プログラムへ応募する研究者に対してデューデリジェンスを実施するものと理解しているが、具体的にはどのような方法でリスクチェックを行う想定か。例えば、国立研究開発法人協議会（以下、「国研協」）等で開発している研究者の所属歴等を確認するツールを活用することを想定しているのか。
 - ご指摘のようなツールを含め、公開情報に基づいて判定を行うことを想定している。
- ・例えば、同姓同名等により個人特定が難しい場合もあると考えられるが、そのような場合も含め、基本的にはツール等を活用して確認を行う運用となるのか。
 - 同姓同名や類似した氏名の研究者についてどのように識別・確認を行うかについては、今後さらに整理・検討が必要な課題であると認識している。
- ・既に当該課題への応募希望が2件あるが、本プロジェクトの開始スケジュールとの関係で、必要な手続や審査は時間的に間に合う見込みであるか。また、実際の申請に際して、生命倫理関連の研究ではIRB（治験審査委員会）の名称や承認番号を記載する運用が一般的に行われているが、本件についても同様に、当センターにおけるリスクアセスメント委員会の名称や承認番号等を申請書へ記載する形を想定しているのか。
 - 今後のスケジュールについては、間に合う段取りで進めている。既に対象となる研究者に対しては、本件に係る対応が必要である旨を周知している。また、申請については、申請段階ではリスクアセスメント体制が整備されていることが要件とされており、具体的な判定結果については、採択見込みが立った後、7月中旬頃までに提出する運用となっている。そのため、実際の判定結果については、その時点で提出すればよい整理となっている。
- ・研究グループが複数機関で構成される場合、それぞれの機関においてリスクアセスメント等の審査が実施されることになると考えられる。例えば、当センターと共同研究先機関との間で判断が異なった場合には、どのような対応を想定しているのか。
 - 当センターの研究者が分担研究者として参画する場合には、最終的には主たる機関の判断に従う整理となる。当センターにおいては、分担研究者に関するリスクアセスメントを実施し、その結果を主たる機関へ通知する運用を想定している。そのため、当センターで問題なしと判断された場合であっても、主たる機関側で不相当と判断された場合には、最終的には参加不可となることが想定される。
- ・制度開始直後であり、今後の運用の中で整理されていく部分も多いと思うが、機関ごとに判断基準や運用にばらつきが生じないようにするための取組について、国として何らかの方針や対応を検討しているのか。

- 現時点ではまだ不透明な部分があり、実際の運用を進めながら経験を蓄積していく中で整理していく必要があると認識している。
- 今回新たに設置する研究リスクマネジメント委員会について、委員数はどの程度の規模を想定しているのか。
- 委員会の構成としては、委員長を研究支援センター長とし、各部局から 1~2 名程度、合計で 6 名から最大 12 名程度の研究者委員に加え、コンプライアンス室長および理事長特任補佐が参加する体制を想定している。運用としては基本的にメール審議を想定しているが、前回理事会において、センシティブな案件等については対面での審議も必要ではないかとの指摘があったことを踏まえ、必要に応じて対面会議の開催も可能な規定としている。
- 相談があったことを契機として把握され、また質疑応答の中でも、先方からリスクマネジメントの実施およびその結果提出を求められたことで、研究者側も必要な手続を認識できたものと理解している。一方で、仮に発注側が故意・過失・不注意等により、当該案件が特定研究開発プログラムに該当することを認識しておらず、必要な手続を求めなかった場合、また研究者側も制度理解が十分でなかった場合には、本来対象となる案件が手続を経ないまま進んでしまう可能性はあり得るのか。それとも、そのような事態は制度上防止できる仕組みとなっているのか。
- 研究支援センター研究管理課において、すべての公募課題について内容確認を行う運用としている。公募要項が公開された段階で、研究管理課が当該案件の内容を精査し、特定研究開発プログラムに該当するか否かを判定した上で、周知を行うこととしている。そのため、研究者側から個別の相談や申出がなかった場合であっても、対象となる公募については必要な対応を全職員へ周知するとともに、研究費申請願等の手続段階においても、当該案件が特定研究開発プログラムに該当する旨を確認・指摘できる流れとしている。これにより、対象案件を漏れなく把握した上で手続を進める運用を想定している。
- 開始にあたり相談のあった 2 件についても、研究管理課において事前に把握していたという理解でよいか。
- 防衛装備庁の公募要項が公表された段階で、研究管理課において内容を確認し、対象となる可能性のある研究者に対して事前に周知を行っている。
- 今後、年間でのどの程度の件数が発生することを想定しているのか。
- 現時点では、対象は非常に限定的であり、年間で数件程度、あるいは数事業程度を想定している。今後の政府方針や制度変更により対象範囲が拡大される可能性もあるため、その点については流動的である。現時点では、年間数件の規模を前提とした運用体制を想定している。
- 公募は防衛装備庁から直接行われるものなのか、あるいは AMED 等の事業を通じて募集されるのか。
- 防衛装備庁から直接される。
- 東京大学では、日本学術会議の方針を踏まえ、兵器開発につながる研究について自主規制を設けている事例もあるが、厚生労働省あるいは当センターとしては、これまでどのような立場・考え方で整理してきたのか。
- 当センターとして特別なルールを設けているわけではない。研究申請時には、当該研究の実施妥当性について決裁過程で確認する運用としており、その中で個別に判断することとなる。なお、2017 年の日本学術会議からの声明が出された際に、関連する研究課題について検討が行われた事例があったと認識している。
- 国研協においても 2 年ほど前に防衛関連研究に関する議論が行われており、適切な研究内容であれば、防衛関連の研究予算についても活用していく方向性で整理されていたと認識している。関連する資料等も残っている可能性があるため、必要に応じて研究支援センター等で確認いただければと思う。

Ⅲ. 報告事項

1. 広報実績等

資料に沿って報告された。別紙1、広報実績等および別紙2、寄付実績等について報告。別紙3、注目すべき研究報告について報告。

2. 資金運用審査委員会報告

資料に沿って報告された。

4. 企画経営部報告について

資料に沿って報告された。

以上